

一色保育園 重要事項説明書

第1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 幸生会
所 在 地	名古屋市北区中杉町二丁目37番
電 話 番 号	052-684-7896
代 表 者 氏 名	理事長 西本 一幸

第2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所		
施 設 の 名 称	一色保育園		
施 設 の 所 在 地	愛知県小牧市久保一色南二丁目8番地		
連 絡 先	電 話 0568-77-8600 FAX 0568-68-8605		
管 理 者	園長 加藤 洋則		
開 設 年 月 日	令和4年4月1日		
開 設 時 間	7:00～19:00		
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
利 用 定 員	2号認定子ども		90人
	3号認定子ども	満1歳以上	39人
		満1歳未満	6人

第3 施設の目的・運営方針

【施設の目的】

一色保育園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

【施設の運営方針】

- （1）当園は、入所する乳児及び幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めるものとします。
- （2）当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うものとします。
- （3）当園は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとします。
- （4）当園の保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、園児を保育するとともに、園児の保護者に対する保育に関する指導を行うものとします。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	2 0 8 4 . 1 6 m ²
	園 庭	7 3 0 . 0 0 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造 2 階建
	延 べ 面 積	9 7 2 . 7 1 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳 児 室	1 室	0 歳児クラス 一時保育含む
ほ ふ く 室	1 室	1 歳児クラス
保 育 室	5 室	2, 3, 4 歳児クラス
遊 戯 室	1 室	5 歳児クラス
調 理 室	1 室	
医 務 室	1 室	
事 務 室	1 室	

第5 職員の配置状況

当園では、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	2 0	1 4	6	
保育補助	1	1		
調理員	4	2	2	
用務員	1		1	
嘱託医	1		1	

※令和7年4月時点の数です。園児数によって変更となります。

第6 職員の勤務体制

早番勤務	6 : 4 5 ~ 1 5 : 4 5
通常勤務	8 : 1 5 ~ 1 7 : 1 5
遅番勤務	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
延長保育勤務	1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

※ 原則として年齢別にクラス担任を決めておりますが、職員の時差勤務、研修や週休2日制による週休等のため、担当保育士が異なることがあります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第7 保育を提供する日

- (1) 保育を提供する日は、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日とします。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）については、休日保育を実施します。

※土曜日保育を希望の際は、給食数の都合上、前月20日までに所定の書類の提出をお願いします。

- (2) 一時保育を提供する日数は、利用内容により異なります。

＜利用内容＞

	利用対象	利用日数
非定型	パート等の就労、職業訓練、就学等により、週3日を限度として継続的に家庭での保育が困難となる方	14日以内／月 (週3日以内を限度)
緊急	保護者の傷病、出産、看護、冠婚葬祭により、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる方	7日以内／月
私的理由	育児等の心理的・肉体的負担を解消するため、一時的に保育園にお子様を預けたい方	

※一時保育をご希望される場合は、まず電話にて面談の予約を入れていただき、面談時に、申請用紙にご記入後、予約を受けることができます。

第8 保育を提供する時間

- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分～18時30分の範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時～7時30分及び18時30分～19時の範囲内で、延長保育を提供いたします。延長を希望される場合は、申請用紙にご記入の上、前もってご提出をお願いします。急な延長はお受けできないこともありますので、ご了承ください。

- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分～16時30分の範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

- (3) 一時保育及び休日保育の保育時間は、8時30分～16時30分の範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

- (3) クラス別を主体とした保育は、おおむね平日の8時30分から16時00分までです。ただし、土曜日の保育、一時保育及び休日保育は異年齢合同保育等を行います。

- (4) 心身に障害のある園児の保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

（1） 当園の保育理念

希望に溢れ、自分に自信をもち、よりよく生きようとする意欲と姿勢をもち、自分の将来を自ら切り拓いていくことができるこどもを育てる

（2） 当園の保育方針

- 一人ひとりのこどもを大切にします
- こどもの主体的な活動を保障し、自ら学ぶ心を育てます
- こどもを真ん中にして、保護者と共に子育てしていきます
- 異文化に触れ、世界に目を向けるきっかけを作ります
- 地域の特性を活かし地域との連携を大切にします

（3） 当園の保育目標

- 一人ひとりのこどもを大切にします
 - ・こどもの個性を受け止め、ゆったりとした環境の中でこどもが保育者に慣れ親しむことができるようにしていきます
- こどもの主体的な活動を保障し、自ら学ぶ心を育てます
 - ・こどもの関心や興味を活動の起点とし、こどもと保育者が共に作り上げていくプロセスを大切にします
 - ・自然体験や遊びの中で、心身を鍛え、五感を刺激して豊かな感性を育みます
 - ・こどもが失敗を恐れることなく自ら選んだ目標に挑戦し、満足感や達成感を味わうことで自信につなげていきます
- こどもを真ん中にして、保護者と共に子育てをしていきます
 - ・保護者と共に、こどもの良いところや可能性が発揮できるように丁寧に成長を見守り育みます
 - ・保護者の「困った」を共に解決していきます
- 異文化に触れ、世界に目を向けるきっかけを作ります
 - ・異文化体験をする中で日本の価値と異なる世界が存在することを知り、世界に目を向け、広い視野を持てるようにしていきます。
- 地域の特性を活かし地域との連携を大切にします
 - ・自然や地域社会のあらゆる資源に接し、経験・知識を得る機会を大切にしていきます
 - ・社会の一員として自覚できるような経験ができるようにしていきます
 - ・地域の人との連携を大切にしていきます

(4) デイリープログラム (1日の流れ)

時間	0歳児	1歳児	2歳児	3・4・5歳児	土曜日	
7:00	延長保育(異年齢同室)					
7:30	順次登園(同室で受け入れ)→8時15分頃各クラスに移動				順次登園(同室で受け入れ)	
9:30	水分補給 発達に合わせた遊び (手遊び、わらべうた等) 個々の生活リズムに合わせて睡眠・授乳・離乳食 おやつ(手作り)	水分補給 外遊び(園庭、屋上園庭、公園、散歩等) 室内遊び(探索、遊具、運動等)自分で選んだ遊び	水分補給 外遊び(園庭、公園、散歩等) 室内遊び(ごっこ遊び、遊具、運動、粘土、制作、楽器等)自分で選んだ遊び	様々な環境(保育室、園庭、公園、散歩道、社会資源等)の中で、生活することを基本にしながら、自然・文化に触れ、集団生活の中で人間関係を深めていく活動。(異文化交流、わらべうた、リズム遊び等) ※子どもが自ら選び、考え、学ぶ力を信頼し、必要な環境を用意していきます。 給食 お昼寝または休息	水分補給 捕食(乳児) 発達に合わせたあそび 外遊び(園庭、公園、散歩等) 室内遊び(ごっこ遊び、遊具、運動、粘土、制作、楽器等)自分で選んだ遊び	
11:15		少人数での給食 食事後個々に合わせてお昼寝	給食 食事後個々に合わせてお昼寝		乳児給食 順次午睡	
11:30					幼児給食 順次休憩時間	
14:30		起きた子から自分で選んだ遊び	起きた子から自分で選んだ遊び		自分で選んだ遊び	起きた子から自分で選んだ遊び
15:00		おやつ(手作り)	おやつ(手作り)		おやつ(手作り)	おやつ(市販おやつ)
15:30	順次降園→17時30分頃から同室に移動				自由あそび(合同)	
18:30	延長保育(異年齢同室)				順次降園	

*どろあそびなど大胆なあそびや畑作りなど土に触れる活動を大切にしています。

*給食は調理室にて手作りです。お子さんの体作りのため、素材、栄養価、バランスに配慮し心を込めて作ります。

*4・5歳児のお昼寝については、個々に合わせて対応します。

(5) 年間行事計画 (別紙参照)

月	行事
4月	・入園式 ・進級式 ・こどもの日のつどい ・個人懇談(乳児)
5月	・遠足 ・内科検診 ・歯科検診 ・個人懇談(幼児)
6月	・保育参観 ・プラネタリウム見学(年長) ・音楽鑑賞
7月	・七夕会 ・観劇会 ・プール開き
8月	・プールあそび
9月	・健康診断
10月	・運動会 ・秋の遠足 ・芋ほり
11月	・歯科検診 ・乳児保育参加
12月	・発表会 ・クリスマス会
1月	・お正月あそびを楽しむ会
2月	・節分会 ・幼児保育参加
3月	・ひなまつり ・お別れ会 ・お別れ遠足(5歳児) ・卒園式



※身体測定・避難訓練・誕生会・交通安全指導は毎月実施します。

※この他、年度によって、行事の変更や追加・中止をすることがあります。

(6) 給食の提供

3歳未満児・3歳以上児それぞれ当法人栄養士を中心に独自の献立を作成、実施し、各家庭にも毎月献立表を配布します。そして、安心安全で美味しい食事をみんなで楽しく食べる事を重視し、アレルギーについては三大アレルギー除去食を提供しています。また三大食物アレルギー以外の食物アレルギーがある場合は、病院で検査を受けていただき、その結果と医師のご指導のもとにご相談させていただきますので、お申し出ください。

(7) その他の事業の実施状況

- ・障がい児保育
- ・延長保育
- ・一時保育事業
- ・休日保育事業

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担 (利用料)

小牧市が定める利用料を小牧市にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等

上記に掲げる利用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

第 1 1 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 1 2 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は医療機関への連絡を行います。

医 療 機 関 の 名 称	とくみこどもクリニック
医 師 名	徳見 哲司
所 在 地	愛知県小牧市郷中 1-240-3
電 話 番 号	0568-68-9010

※救急搬送を要する場合は受け入れ医療機関に搬送します。

(2) 全私保連保険制度への加入

当園では、万が一の際に備え、全国私立保育園連盟の全私保連保険制度に加入しております。

- ・保育園賠償責任保険 (補償限度額 1 名・1 事故 10 億円)
- ・園児傷害保険 (補償額 死亡・後遺障害 230 万円 入院 1 日 3000 円 通院 1 日 2000 円)

第 1 3 非常災害対策

暴風（雪）警報発令時	・午前6時時点で気象庁からの発表があった場合は、登園を見合わせてください。解除されるまで休園となります。 ・在園時に発令された場合は、状況に応じてできる限り早くお迎えにきてください。
高齢者等避難（警戒レベル3） 避難指示（警戒レベル4） 特 別 警 報 発 令 時	・解除されるまで休園となりますので、登園後に発令された場合は、できる限り早くお迎えにきてください。 ・警戒レベル3以上の場合は、避難所へ避難しますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えにきてください。
南海トラフ地震に関する情報発表時	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）または、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、解除されるまで休園となります。 ・在園時に発令された場合は、状況に応じてできる限り早くお迎えにきてください。
避 難 訓 練	・避難訓練は、毎月1回実施します。
非 常 災 害 用 備 蓄	・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。

※通常時のお迎えと異なる方がお迎えに来られる場合は、必ず保護者からご連絡をいただき、保護者証をお持ちください。保護者証がない場合、保護者への確認がとれるまでお待ちいただくことがあります。

※大雨・洪水警報または津波警報発令の場合は、園やその周辺の状況により対策が変わりますので、ご承知ください。

第 1 4 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第 1 5 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当 園 苦 情 相 談 窓 口	保育園内 苦情解決責任者 園長 加藤 洋則 苦情受付担当者 主任 濱島 久美子
苦 情 受 付 相 談 第 三 者 委 員	名古屋市社会福祉協議会 第3者委員会 連絡先：052-910-7979 FAX 052-910-7977 <受付>9:00~12:00、13:00~17:00 土・日・祝・年末年始を除く

第16 その他留意していただきたいこと

- (1) 登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復ください。出入口、駐車場などでは、通行に充分注意し、お子様の手を離さないようにしてください。
- (2) 車や自転車の駐車は、指定の場所をご利用ください。近隣へのご迷惑になりますので、他の場所へはくれぐれもお停めにならないようお願いいたします。また、車から離れる時は、貴重品を必ずお持ちになり施錠をしてください。
- (3) 当園では安全のため、保護者証を発行しております。送迎の際には必ず着用してください。
保護者証をお持ちでない同伴者（保護者以外のご家族や親せき等）がある場合は、事務室まで必ずお声掛けください。また、通常のお迎えでない方がお迎えにいらっしゃる場合には、保護者より前もって必ずご連絡をお願いします。ご連絡がない場合は、お子様の安全のため、確認がとれるまでお子様をお渡しできませんのでご了承ください。
- (4) お子様が発達して過ごせるように、保育室への入室に制限を設けることがあります。入室制限の場所・時間帯などは別途お知らせします。
- (5) 毎日朝の食事前に体温を測り、おたより帳にご記入をお願いします。また前日の熱や嘔吐・下痢など健康上変わったことがあれば、些細なことでも構いませんので登園時にお知らせください。尚、下記のような場合は登園を見合わせ、医師の診断を受けるなど悪化を防ぐご対応をお願いします。
 - ・体温が37.5℃以上の時
 - ・ひきつけ、ぜんそく等の特殊症状が出た時
 - ・咳、下痢、嘔吐等がひどく日常生活に支障がある時
 - ・学校伝染病など感染症による出席停止期間（登園は医師の許可証が必要となります。）また、在園中に発熱（37.5度以上）や異常があった際には、保護者に電話で基本的に職場にご連絡させていただきます。
- (6) 欠席の場合は、9時までに必ず連絡をしてください。
- (7) 当園では医師、看護師が常駐していませんので与薬は行っておりません。そのため、医療機関に受診の際は、お薬については朝夕の処方にしていただきますようお願いいたします。
食物アレルギーなど緊急を要する場合の薬については、医師の指導書、処方箋のコピー、与薬表の提出をしてください。

※この重要事項説明書の内容は、令和7年4月時点の情報です。

【別 表】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
3歳以上児にかかる 主食費	保育所が3歳以上児に対し、主食（米飯及びパン）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの ※食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、主食の提供を行わない場合には、主食費が減免されます。	月額 1,200 円
3歳以上児にかかる 副食費	本園は3歳以上児に対し、副食（主食以外）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※特別の配慮を要する事情により、副食の提供を行わない場合や年収360万円未満相当世帯又は第3子以降のお子さんは、副食費が減免されます。	月額 4,800 円
日用品・被服費	カラー帽子（1歳児以上）	年額 1,000 円程度
	リュック等（3歳時以上）	1回 6,500 円程度
文具費・教材費	自由画帳等	1回 2,000 円程度
行事費	行事かかる費用等	年額 1,000 円程度
アルバム代	卒園アルバム代（年長）	1回 8,000 円程度

※購入するものについては、事前にお知らせをいたします。

2 延長保育にかかる利用者負担

区分	時間	金 額
標準時間認定	7:00～7:30	1回 100 円
	18:30～19:00	1回 100 円
短時間認定	7:00～8:30	30分毎に 100 円
	16:30～19:00	30分毎に 100 円

3 一時保育にかかる利用者負担

一時保育を利用された場合は、小牧市が定める利用料をお支払いいただきます。

種別	費用	区分
短時間 延長	事業の 運営費	3歳未満児 日額 1,900 円（給食費込み）
		3歳児 日額 800 円（給食費込み）
		4歳児以上 日額 700 円（給食費込み）

※4月1日時点の年齢によります。利用日の朝までに当月分をお支払いください。